

くらし

固定資産税の縦覧・閲覧ができます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

縦覧内容	無料(価格縦覧簿の写しは交 付しません)
手数料	無料(価格縦覧簿の写しは交 付しません)
場所	税務課または各支所 ※支所では当該町のみ縦覧可。 他町の縦覧はできません。
期間	4月1日(水)～4月30日(木) 午前8時30分～午後5時15分 ※土日、祝日は除く
土地	所在・地番・地目・地積・価格
家屋	所在・家屋番号・種類・構造・ 床面積・価格

4月から固定資産税の帳簿の縦覧および台帳の閲覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の所有する土地や家屋の価格と比較するため、市内の他の土地や家屋の価格を見ることが出来ます。

対象 固定資産税の納税者または納税
管理人、代理人(納税者の委任
状が必要)

※課税されていない人は縦覧で
きません。

※土地のみを所有している人は、
家屋の縦覧はできません。同
様に、家屋のみを所有してい
る人は、土地の縦覧はできま
せん。

くらし

軽自動車税(種別割)は4月1日に課税されます

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075
軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122

種類	受付窓口
原動機付自転車 (125CC以下) 小型特殊自動車 (農耕用など)	税務課 または 各支所
(126CC以上) 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	四国運輸局 香川運輸支 局
軽自動車 (二輪を除く)	軽自動車検 査協会香川 主管事務所


原付・バイク・軽自動車
などの異動手続きは
4月1日までに

軽自動車や原付の税金は、
毎年4月1日現在の所有者に
課せられます。左記の対象と
なる人は4月1日(水)までに
異動の手続きをしてください。
農耕車を含む小型特殊車両に
ついては手続きが必要です。

対象

- ・他人に車を譲った人
- ・廃車にした人
- ・車両を新たに所有
した人
- ・住所が変わった人

受付場所



くらし

自動車税(種別割)の減免申請を受け付けます

▶申し込み・問い合わせ 税務課 ☎73-3006


障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。

令和2年度自動車税(種別割)【県税】
申請期間
4月1日(水)～5月27日(水)
※土日、祝日は除く
受付場所・問い合わせ
県税事務所(高松合同庁舎内)
☎087(806)0314

出張受付
日時 4月8日(水)、15日(水)、
5月13日(水)
午前9時～午後4時
受付場所
西讃県民センター(三豊合同庁舎内)
問い合わせ
県税事務所(高松合同庁舎内)
☎087(806)0314
(必ず事前にお問い合わせください)

令和2年度軽自動車税(種別割)【市税】
すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、再申請は不要です。4月に送付する通知をご確認ください。ただし、2019年度中に車を買替えた人は、新しい車での再申請が必要です。

申請期限 5月25日(月)まで
受付場所 税務課または各支所
※自動車税(種別割)【県税】の減免を受けている人は、軽自動車税(種別割)の減免申請はできません。



固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を確認できます。

対象 固定資産税の納税義務者または
借地人・借家人(賃貸借契約書
が必要)、代理人(納税義務者
の委任状が必要)

期間 通年
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日は除く

場所 税務課または各支所
手数料 1件300円

※4月1日～4月30日の縦覧
期間中は無料(コピーが必要
な場合は1枚10円)

縦覧内容	無料(価格縦覧簿の写しは交 付しません)
手数料	無料(価格縦覧簿の写しは交 付しません)
場所	税務課または各支所 ※支所では当該町のみ縦覧可。 他町の縦覧はできません。
期間	4月1日(水)～4月30日(木) 午前8時30分～午後5時15分 ※土日、祝日は除く
土地	所在・地番・地目・地積・価格
家屋	所在・家屋番号・種類・構造・ 床面積・価格

縦覧・閲覧の際には、
本人確認のため、納税通知書
または身分証明書(運転免許
証など)が必要です



お知らせ

観光セミナーを開催します

▶問い合わせ 観光交流課 ☎73-3013

市では、今年度「三豊市第2次観光基本計画」を策定します。観光による地域活性化に向け、より多くの人に観光ビジネスに関わっていただくことをめざして、観光セミナーを開催します。

観光ビジネスに関心をお持ちの人は、ぜひご参加ください。

日時 3月14日(土)
午後2時～4時

場所 危機管理センター

内容 市内事業者による取り組み事例やパネルディスカッションなど

※当日直接会場にお越しください。

くらし

引っ越しをしたら住民票を移しましょう

▶問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎73-3000

大学や専門学校などに修学するため、親元を離れて下宿や寮などに居住している学生の住所は、原則としてその下宿や寮などの所在地にあるとされています。

進学などのために引っ越しをしたときは、引っ越し先の市区町村に住民票を移し、新しい住所地で投票しましょう。(選挙権年齢は18歳以上です)

POINT!! 選挙人名簿に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3カ月以上居住することが必要です。

くらし

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

▶問い合わせ 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎73-3000

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、その時期や名義を問わず禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象

- 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝い・葬儀の香典
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物などの差し入れ
- お祭りへの寄附・差し入れ
- 町内会の集會・旅行などの催し物への寸志・飲食物の差し入れ
- 落成式・開店祝いなどの花輪
- 病氣見舞い
- お歳暮・お中元
- 入学祝い・卒業祝い
- 葬儀の花輪・供花

みんなで徹底しよう
三ない運動
贈らない!
求めない!
受け取らない!

お祭りへの寄附・差し入れ